

証券コード 4346
令和3年11月30日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町20番4号
ネクシィーズスクエアビル
株式会社ネクシィーズグループ
代表取締役社長 近藤 太香巳

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権行使をすることができます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、可能な限り書面またはインターネットにより、令和3年12月14日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただき、極力、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

4ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年12月15日（水曜日）午前10時00分
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町20番4号
ネクシィーズスクエアビル 3階大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第32期（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第32期（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

招集ご通知

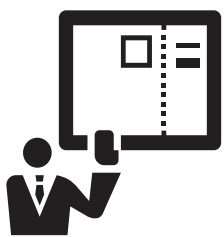
事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ~~~~~
- ◎ 新型コロナウイルス感染症対応での株主総会運営の詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.nexyzgroup.jp>）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
① 連結計算書類の連結注記表 ② 計算書類の個別注記表
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.nexyzgroup.jp>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

令和3年12月15日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和3年12月14日(火曜日)
午後6時30分到着分まで



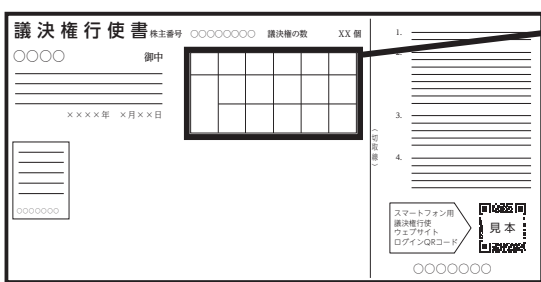
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和3年12月14日(火曜日)
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号、第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

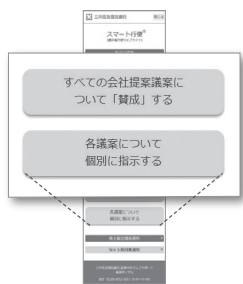
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

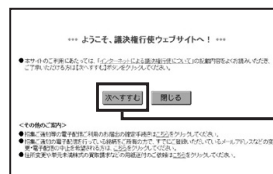
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

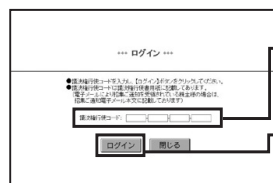
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(自 令和2年10月1日)
(至 令和3年9月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化している影響を受け、経済活動の制限や個人消費の低迷により企業収益が悪化する等厳しい状況となりました。政府による感染拡大防止策やワクチン接種の促進により持ち直しの動きが期待されるものの、依然として新型コロナウイルス感染症の収束時期は見通しが立っておらず先行き不透明な状況が続いております。GDP伸び率は、令和3年7月～9月に速報値で前年同月比0.8%減となりました。消費者物価指数（生鮮食品除く）は、前年同月比△1.0%～0.1%の間で推移しております。

このような状況の下、当社グループでは、「ネクシィーズ・ゼロ事業」「電力小売事業」「電子メディア事業」の3事業を展開しております。当連結会計年度においては、コロナ禍のニーズに合わせて柔軟に対応し、withコロナ関連商材の提供やEC関連の支援に注力し、業績が大幅な改善傾向にありました。しかしながら一方で、「電力小売事業」において、令和2年10月から令和3年3月に電力卸売市場の電力仕入価格が急激に高騰したことで大幅に原価が増加いたしました。

これらの結果、売上高18,763百万円（前年同期比19.3%増）、営業損失351百万円（前年同期営業損失1,627百万円）、経常損失353百万円（前年同期経常損失1,782百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は1,153百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純損失2,136百万円）となりました。

事業別営業概況は次のとおりであります。

| | ネクシィーズ・ゼロ事業 | 電力小売事業 | 電子メディア事業 | 計 | 調整額 | 連結 |
|----------------------------|-------------|--------|----------|--------|------|--------|
| 売上高 (百万円) | 13,932 | 1,870 | 3,125 | 18,929 | △165 | 18,763 |
| 営業利益又は 営業損失(△) (百万円) | 529 | △432 | 289 | 386 | △737 | △351 |

(注) 調整額は、セグメント間取引、全社費用等であります。

当連結会計年度における報告セグメントの概況は次のとおりです。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、比較・分析は変更後のセグメント区分に基づき記載しております。

[ネクシィーズ・ゼロ事業]

ネクシィーズ・ゼロ事業では、設置工事費用を含めた初期投資オールゼロで、顧客に最新の省エネルギー設備を導入できる「ネクシィーズ・ゼロシリーズ（以下、「ネクシィーズ・ゼロ」）」の提供、利用者獲得業務及び省エネルギー設備等の販売を行っております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染者数の増加、一部地域において再びの緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令により、先行き不透明感の高まりがあったことから設備投資を手控える動きも一部で見られました。一方で、業務用冷蔵庫や業務用空調設備の売上が堅調に推移したほか、光触媒空間除菌脱臭機を中心にwithコロナ関連商材が好調に推移いたしました。令和3年4月には新入社員が入社し営業人員が増加しており、各種研修や先輩社員との同行を行い早期の戦力化を図ってまいりました。

これらの結果、ネクシィーズ・ゼロ事業は、売上高13,932百万円（前年同期比18.9%増）、営業利益529百万円（前年同期営業損失1,006百万円）となりました。

[電力小売事業]

電力小売事業では、電力小売「ネクシィーズ電力」の提供を行っております。

当連結会計年度においては、「ネクシィーズ・ゼロ」のLED照明や空調等の商材の提案と同時に「ネクシィーズ電力」を提案することで、効率的な営業活動を行ってまいりました。電力契約件数については、引き続き増加いたしました。電力仕入価格は安定して推移し下半期は収益が回復しましたが、第2四半期連結累計期間に急激な電力仕入の高騰がありました。

これらの結果、電力小売事業は、売上高1,870百万円（前年同期比15.1%増）、営業損失432百万円（前年同期営業利益247百万円）となりました。

[電子メディア事業]

電子メディア事業では、企業プロモーション支援を目的として、インターネットを主とした各種サービスを提供しております。

当連結会計年度においては、電子雑誌業務の主力電子雑誌である「旅色」において、コロナ禍での外出自粛の影響により注目が高まっているお取り寄せ特集記事の広告掲載数増加や自治体からの広告売上が増加し好調に推移いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた宿泊施設、飲食店などの広告掲載数も徐々に回復傾向にあります。ソリューション業務においても、ECサイト利用の需要増加を背景に「ECサポートサービス」や「ブランジスタ物流」の売上が好調に推移いたしました。

これらの結果、電子メディア事業は、売上高3,125百万円（前年同期比24.6%増）、営業利益289百万円（前年同期営業損失78百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社においては、長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、安定的な資金調達手段を導入し、財務の健全性を確保するとともに、事業環境の変化に即応した施策の実行を可能にすることを目的として、取引金融機関4行と、総額1,700百万円のシンジケートローン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末におけるシンジケートローンの借入金残高は364百万円であります。

(4) 重要な組織再編等の状況

令和3年8月2日付で、当社の連結子会社である株式会社ネクシィーズは「ネクシィーズ・ゼロ事業」の営業に関する権利義務の一部を株式会社ネクシィーズ・ワンへ承継させる会社分割（吸収分割）を行い、株式会社ネクシィーズ・ワンは商号を株式会社ネクシィーズ東日本に変更いたしました。また、同日付で、当社の連結子会社である株式会社ネクシィーズは「ネクシィーズ・ゼロ事業」の営業に関する権利義務の一部を株式会社ネクシィーズ北日本、株式会社ネクシィーズ中部、株式会社ネクシィーズ関西、株式会社ネクシィーズ中四国及び株式会社ネクシィーズ九州沖縄に、それぞれ承継させる会社分割（新設分割）を行いました。

(5) 対処すべき課題

a. 顧客ネットワークの活用と新たな市場の開拓

当社グループでは、「ネクシィーズ・ゼロ」や電子メディアのサービスを通じて、企業や個人事業主、地方公共団体に至るまで全国に多数の顧客ネットワークを構築しております。今後、新規開拓の営業だけでなく、既存顧客のニーズに合わせて追加の商材やサービスの提案を強化してまいります。そのため、有力な商品を持つ他企業との提携や企業買収の検討、新たな自社サービスの開発に取り組んでまいります。また、直近では農業分野へのゼロスキーム活用を開始しており、今後も高い需要が見込まれる新たな市場の開拓に努めてまいります。

b. アフターコロナへの対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当社グループの顧客のうち、飲食業や宿泊業、観光業には大きな影響があり、新規の設備投資を手控える傾向にありました。一方で、ワクチン接種の拡がりや感染者数の減少、感染症に対する理解の促進により、復調に向けた兆しも見られております。当社グループでは感染症対策の商材やサービスに注力をしてまいりましたが、今後の動向を見極めつつLEDや業務用空調設備、業務用冷蔵庫等の契約単価の高い商材へと提案の重点を移してまいります。また、飲食業や宿泊業、観光・レジャー関連の復調に合わせてこれらの顧客に対する提案を強化してまいります。

c. 経営幹部、リーダーの育成

当社グループでは、グループ内の分社化を進めることで、各事業単位での機動的な意思決定と責任の明確化が出来る体制を整えてまいりました。引き続き各グループ会社の経営による実践を通じた幹部の育成に注力してまいります。

また、従業員数の増加と同時に営業拠点、営業ユニットが増加しており、それぞれのリーダーの育成を強化していく必要があります。そのため、教育制度の充実や経営計画の共有、役員の定期的な訪問、実績に応じたインセンティブ等を実施し、人材の育成と組織体制の強化に努めてまいります。

(6) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 29 期 (平成30年9月期) | 第 30 期 (令和元年9月期) | 第 31 期 (令和2年9月期) | 第 32 期 (当連結会計年度) (令和3年9月期) |
|--|----------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 16,873 | 18,412 | 15,728 | 18,763 |
| 経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円) | 1,941 | 2,168 | △1,782 | △353 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期 純 損 失 (△) (百万円) | 1,913 | 1,516 | △2,136 | △1,153 |
| 1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期 純 損 失 (△) (円) | 151.45 | 117.86 | △165.29 | △89.03 |
| 総 資 産 (百万円) | 14,422 | 14,875 | 16,064 | 14,606 |
| 純 資 産 (百万円) | 8,570 | 8,185 | 5,524 | 3,978 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円) | 556.37 | 470.81 | 266.65 | 138.99 |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。

(7) 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 議 決 権 率 比 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------|--------|--------------------|--|
| 株式会社ネクシィーズ | 100百万円 | 100.0% | 初期投資ゼロの省エネルギー設備等導入サービス「ネクシィーズ・ゼロ」の利用者獲得業務及び業務用設備等の販売 |
| 株式会社ネクシィーズ・ゼロ | 5百万円 | 100.0% | 初期投資ゼロの省エネルギー設備等導入サービス「ネクシィーズ・ゼロ」及び「ネクシィーズ電力」の提供 |
| 株式会社ブランジスタ | 621百万円 | 48.8% [1.9%] | 電子メディア事業における子会社の株式保有及び管理 |
| 株式会社ブランジスタメディア | 5百万円 | 100.0% (100.0%) | 電子雑誌出版・電子広告 |
| 株式会社ブランジスタソリューション | 5百万円 | 100.0% (100.0%) | EC・通販企業支援 |

- (注) 1. 議決権比率の () 内は、間接所有割合であり内数であります。また、議決権比率の [] 内は、緊密な者または同意している者の所有割合であり外数であります。
2. 上記に掲げた重要な子会社5社を含む連結子会社は13社、持分法適用会社は1社であります。
3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(8) 主要な事業内容（令和3年9月30日現在）

| 事業区分 | 事業内容 |
|-------------|---|
| ネクシィーズ・ゼロ事業 | 初期投資ゼロの省エネルギー設備等導入サービス「ネクシィーズ・ゼロ」、利用者獲得業務及び業務用設備等の販売 |
| 電力小売事業 | 「ネクシィーズ電力」の提供 |
| 電子メディア事業 | 電子雑誌の広告掲載及び制作受託 製品・サービスの販売促進、ノウハウや技術の提供、コンサルティング業務 |

(9) 主要な事業所（令和3年9月30日現在）

| 会社 | 本社または 営業所 | 所在地 |
|-----------------------|--------------|--------------------------------|
| 当社 | 本社 | 東京都渋谷区桜丘町20番4号 ネクシィーズスクエアビル |
| 株式会社ネクシィーズ | 本社 | 東京都渋谷区 |
| 株式会社ネクシィーズ・ゼロ | 本社 | 東京都渋谷区 |
| 株式会社ブランジスタ | 本社 | 東京都渋谷区 |
| 株式会社ブランジスタ メディア | 本社 | 東京都渋谷区 |
| | 営業所 | 札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡 |
| 株式会社ブランジスタ ソリューション | 本社 | 東京都渋谷区 |
| | 営業所 | 札幌、大阪、福岡 |

(10) 従業員の状況（令和3年9月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| セグメントの名称 | 従業員数（名） |
|-------------|-----------|
| ネクシィーズ・ゼロ事業 | 547 (107) |
| 電力小売事業 | 5 (0) |
| 電子メディア事業 | 303 (21) |
| 全社（共通） | 40 (76) |
| 合計 | 895 (204) |

(注) 1. 従業員数は、就業人数であります。

2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|--------|--------|
| 40名 | 3名増 | 33.99歳 | 7.39年 |

(注) 上記従業員のほかに、臨時従業員76名（年間平均雇用人員）を雇用しております。

(11) 主要な借入先の状況（令和3年9月30日現在）

| 借入先 | 借入金残高 |
|--------------|--------|
| 株式会社三井住友銀行 | 650百万円 |
| シンジケートローン（注） | 364百万円 |

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を幹事とする4行（三井住友信託銀行株式会社、株式会社東日本銀行、株式会社千葉銀行）の協調融資によるものです。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（令和3年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 53,654,560株
- ② 発行済株式の総数 13,439,140株
- ③ 株主数 11,977名
- ④ 大株主

| 株主名 | 持株数（株） | 持株比率（%） |
|-------------------------|-----------|---------|
| 近藤太香巳 | 3,280,680 | 25.28 |
| 株式会社近藤太香巳事務所 | 1,275,500 | 9.83 |
| ネクシィーズ従業員持株会 | 948,200 | 7.31 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 718,300 | 5.53 |
| 一般社団法人HDP | 700,000 | 5.39 |
| 株式会社バードアイ | 675,000 | 5.20 |
| 大前成平 | 226,230 | 1.74 |
| 山本司 | 180,730 | 1.39 |
| J P モルガン証券株式会社 | 138,107 | 1.06 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 125,900 | 0.97 |

- (注) 1. 持株比率は自己株式460,881株を控除して計算しております。
 2. 自己株式460,881株は、上記大株主からは除外しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
 当連結会計年度における新株予約権の行使により発行済株式の総数は25,500株増加しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する情報

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（令和3年9月30日現在）
 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項（令和3年9月30日現在）

当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、以下のとおり、ストック・オプションとして新株予約権を発行しております。

| 第6回新株予約権 | |
|-------------------------------------|--|
| 発行決議日 | 平成27年12月25日 |
| 新株予約権の数 | 5,516個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 551,600株（注）1 |
| 新株予約権の払込金額 | 1個当たり 909円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成29年1月1日より 令和3年12月31日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 715円 資本組入額 358円 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）2 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 保有状況 | 当社及び当社子会社の取締役及び従業員 16名 |

（注）1. 本新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株とする。

2. 新株予約権行使の条件に関する事項は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成28年9月期の有価証券報告書に記載された連結損益計算書において営業利益が13億5千万円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも2,000円を超えた場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社及び当社子会社の取締役、従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（令和3年9月30日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|------------------|-----------|-----------------------------|
| 代表取締役社長 | 近 藤 太 香 巳 | グループ代表 |
| 取締役副社長 | 大 前 成 平 | (株)ネクシィーズ 代表取締役社長 |
| 専務取締役 | 松 井 康 弘 | 管理本部長 |
| 取 締 役 | 藤 野 剛 志 | 管理副本部長 |
| 取 締 役 | 佐 藤 英 也 | 社長室長 (株)ボディアーキ・ジャパン 取締役 |
| 取 締 役 | 佐 藤 亨 樹 | (株)Orchestra Holdings 代表取締役 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 鴨 志 田 慎 一 | (株)ブランジスタ 常勤監査役 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 青 木 巖 | キャピタル・アドバイザー(株) 代表取締役社長 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 佐 藤 裕 久 | (株)バルニバービ 代表取締役社長 |

- (注) 1. 取締役佐藤 亨樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役青木 巖氏及び佐藤 裕久氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、取締役佐藤 亨樹氏、監査等委員である取締役青木 巖氏及び佐藤 裕久氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 事業年度中に退任した取締役
該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査等委員である各取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは100万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約をそれぞれ締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、令和3年2月19日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、報酬等の決定方針を決議した際に、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等についても、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同様）の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、各取締役の役職及び役割等を踏まえ、会社の業績及び担当業務に応じて、個別の報酬額は株主総会の決議により承認された報酬等の総額の範囲内で決定することとしております。

なお、令和元年12月17日開催の第30期定時株主総会決議に基づき取締役の報酬等の額は年額300百万円以内です。

b. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等に関する方針

業績連動報酬については、原則年1回12月に支給し、業績目標達成に対する責任と意識を高めることを目的として、連結営業利益の公表数値目標に対する達成度合と、当該決算期の特殊要因（営業外損益、特別損益等）を勘案して決定することとしております。

なお、当連結会計年度における連結営業利益の当初見通しは500百万円であり、実績は△351百万円となっております。

c. 報酬等の割合に関する方針

当社の取締役の基本報酬を基準として、役職、職責、会社業績を総合的に勘案し、貢献度や実績に応じて割合を決定することとしております。

d. 報酬等の決定の委任に関する方針

個別の報酬額は株主総会の決議により承認された報酬等の総額の範囲内で、取締役会の決議により代表取締役に一任して決定することとしております。

個人別の報酬等の決定にあたっては、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、社外取締役（監査等委員）を主要な構成員とする報酬委員会を設置し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際して、報酬委員会の答申を踏まえて決定することとしております。

⑥ 取締役の報酬等の総額

| 区 分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-------------|------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | |
| 取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役） | 91 (一) | 91 (一) | — (一) | — (一) | 4 (一) |
| 取締役（監査等委員） （うち社外取締役） | — (一) | — (一) | — (一) | — (一) | — (一) |
| 合 計 （うち社外取締役） | 91 (一) | 91 (一) | — (一) | — (一) | 4 (一) |

- (注) 1. 取締役に対する報酬等の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当分7百万円は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。
3. 当事業年度において社外取締役及び監査等委員である取締役に対する報酬の支払はございません。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬年額は、令和元年12月17日開催の第30期定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。
5. 監査等委員である取締役の報酬年額は、令和元年12月17日開催の第30期定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）です。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

| 区 分 | 氏 名 | 他 の 法 人 等 の 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------------------------|---------|-----------------------------|
| 取 締 役 | 佐 藤 亨 樹 | (株)Orchestra Holdings 代表取締役 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 青 木 巖 | キャピタル・アドバイザー(株) 代表取締役社長 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 佐 藤 裕 久 | (株)バルニバービ 代表取締役社長 |

(注) 上記各法人等と当社との間には重要な取引、その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主要な活動状況及び社外取締役に期待される役割に
関して行った職務の概要

| 区 分 | 氏 名 | 出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要 |
|---------------------------|---------|--|
| 取 締 役 | 佐 藤 亨 樹 | 当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。主に経営者としての見地から、経営判断や意思決定に必要な発言をいただくなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 青 木 巖 | 当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、監査等委員会4回の全てに出席いたしました。主に経営者としての見地から、経営判断や意思決定に必要な発言をいただくなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 佐 藤 裕 久 | 当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、監査等委員会4回の全てに出席いたしました。主に経営者としての見地から、経営判断や意思決定に必要な発言をいただくなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の氏名または名称
EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬の額

| | |
|--|-------|
| a. 当事業年度に係る会計監査人の報酬額 | 37百万円 |
| b. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額 | 58百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、a.の金額にはこれらの合計金額を含めて記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査等委員会が、会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会の決議により株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関して、次のとおり決議しております。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人による法令及び定款の遵守、社会的責任を果たすため、コンプライアンスに係る社内規程を定め、取締役及び使用人に周知徹底を図り、コンプライアンス体制の構築、維持にあたる。

内部監査部門は、当社グループのコンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、その結果を取締役に報告を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る文書、その他重要な情報・文書については、文書管理規程に従い、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行う。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の損失の危険の管理に関する事項について、リスク管理に係る社内規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

また、取締役会の他に、毎月1回開催される経営会議で当社グループのリスクについて適宜に検討、評価を行い、有効な対策を実施できるリスク管理体制の構築及び運用を行う。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を原則毎月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規程に定める事項その他重要な事項について意思決定を図る。また、経営方針や経営戦略に関わる重要事項について慎重かつ迅速に執行決定を行うため、事前に取締役によって構成される経営会議において議論及び審議を行う。

子会社は会社の規模に応じて、取締役会を原則毎月1回若しくは少なくとも3か月に1回以上開催することを取締役会規程に定めており、当社は開催状況を定期的に確認する。

当社及び子会社における取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程及び職務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定める。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、グループ会社の代表取締役社長は、月1回開催される当社経営会議に参加し、円滑な情報交換を行う。

当社はグループ会社における内部統制の実効性を高めるために必要な施策、指導及び支援・助言を行う。また、当社の内部監査部門は当社及びグループ各社の内部監査を定期的実施し、その結果を当社取締役会並びにグループ各社の社長に報告を行う。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、必要に応じて監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置することとする。

- ⑦ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人の補助すべき期間中における指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。また、当該使用人の報酬及び人事異動は、あらかじめ監査等委員会と協議する。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害や重大な影響を及ぼすおそれのある事実及び取締役の不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに所属する会社の監査等委員会または当社の監査等委員会に報告を行う。子会社において監査役が報告を受けた場合は、速やかに当社の監査等委員会に報告を行う。

当社は、当該報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会の円滑で効果的な職務執行のため、当社の監査等委員会から経営上の重要事項並びに業務の執行状況について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行う。

その他、監査等委員は、内部監査部門、会計監査人と、監査等委員会や別途必要に応じて意見交換や情報交換の場を開催し、効率的かつ有効な職務執行を確保する。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

- ⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従って、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。併せて、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報セキュリティ、インサイダー取引防止及び財務報告に係る内部統制に関する教育及び研修を実施しております。また、情報セキュリティ対策として国際規格である「ISO/IEC 27001」及び国内規格「JIS Q 27001」の認証を取得しております。

連結貸借対照表

(令和3年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|---------------|--------|----------------------|--------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 【流動資産】 | 10,906 | 【流動負債】 | 7,473 |
| 現金及び預金 | 3,427 | 買掛金 | 1,269 |
| 受取手形及び売掛金 | 3,460 | 短期借入金 | 1,200 |
| リース債権 | 3,158 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,836 |
| 商品 | 522 | 未払金 | 393 |
| 未収入金 | 172 | 未払法人税等 | 211 |
| 前払費用 | 206 | 解約調整引当金 | 1,545 |
| その他 | 378 | 賞与引当金 | 316 |
| 貸倒引当金 | △420 | その他 | 699 |
| 【固定資産】 | 3,700 | 【固定負債】 | 3,153 |
| 有形固定資産 | 1,163 | 長期借入金 | 2,870 |
| 建物 | 1,039 | リース債務 | 12 |
| 工具、器具及び備品 | 112 | その他 | 270 |
| その他 | 10 | 負債合計 | 10,627 |
| 無形固定資産 | 75 | 純 資 産 の 部 | |
| のれん | 1 | 【株主資本】 | 1,611 |
| ソフトウェア | 73 | 資本金 | 1,198 |
| 投資その他の資産 | 2,461 | 資本剰余金 | 9 |
| 投資有価証券 | 890 | 利益剰余金 | 1,302 |
| 敷金及び保証金 | 620 | 自己株式 | △899 |
| 破産更生債権等 | 824 | 【その他の包括利益累計額】 | 192 |
| 繰延税金資産 | 429 | その他有価証券評価差額金 | 191 |
| その他 | 530 | 為替換算調整勘定 | 1 |
| 貸倒引当金 | △834 | 【新株予約権】 | 6 |
| 資産合計 | 14,606 | 【非支配株主持分】 | 2,168 |
| | | 純資産合計 | 3,978 |
| | | 負債・純資産合計 | 14,606 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 令和2年10月1日)
(至 令和3年9月30日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-------------------------------------|-----|--------|
| 売 上 高 | | 18,763 |
| 売 上 原 価 | | 10,023 |
| 売 上 総 利 益 | | 8,740 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 9,091 |
| 営 業 損 失 (△) | | △351 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 0 | |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額 | 4 | |
| 償 却 債 権 取 立 益 | 4 | |
| 還 付 加 算 金 | 3 | |
| 還 付 金 収 入 | 4 | |
| 受 取 給 付 金 | 6 | |
| 雇 用 調 整 助 成 金 | 3 | |
| そ の 他 | 13 | 41 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 36 | |
| 支 払 手 数 料 | 2 | |
| そ の 他 | 5 | 43 |
| 経 常 損 失 (△) | | △353 |
| 特 別 損 失 | | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 19 | |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 15 | 35 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△) | | △388 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 218 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 443 | 662 |
| 当 期 純 損 失 (△) | | △1,051 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | 102 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△) | | △1,153 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 令和2年10月1日)
(至 令和3年9月30日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 令和2年10月1日残高 | 1,189 | - | 2,977 | △904 | 3,262 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | 9 | 9 | | | 18 |
| 剰余金の配当 | | | △518 | | △518 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失 | | | △1,153 | | △1,153 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | | △3 | 6 | 2 |
| 非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動 | | △0 | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 9 | 9 | △1,675 | 5 | △1,651 |
| 令和3年9月30日残高 | 1,198 | 9 | 1,302 | △899 | 1,611 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------------|------------------|-----------|-----------------------|-------|---------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換 算定 | その他の 包括利益 累計額合計 | | | |
| 令和2年10月1日残高 | 190 | △0 | 190 | 6 | 2,065 | 5,524 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | | | | | | 18 |
| 剰余金の配当 | | | | | | △518 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失 | | | | | | △1,153 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 2 |
| 非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動 | | | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額) | 0 | 1 | 1 | △0 | 103 | 105 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 0 | 1 | 1 | △0 | 103 | △1,546 |
| 令和3年9月30日残高 | 191 | 1 | 192 | 6 | 2,168 | 3,978 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和3年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|---------------|--------|-------------------|--------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 【流動資産】 | 5,634 | 【流動負債】 | 5,083 |
| 現金及び預金 | 925 | 買掛金 | 1,475 |
| 売掛金 | 1,928 | 短期借入金 | 1,786 |
| 短期貸付金 | 1,653 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,550 |
| 未収入金 | 328 | 未払金 | 204 |
| その他 | 845 | 預り金 | 7 |
| 貸倒引当金 | △47 | 賞与引当金 | 19 |
| 【固定資産】 | 5,579 | その他 | 40 |
| 有形固定資産 | 596 | 【固定負債】 | 2,737 |
| 建物 | 513 | 長期借入金 | 2,504 |
| 工具、器具及び備品 | 76 | 繰延税金負債 | 25 |
| その他 | 6 | その他 | 207 |
| 無形固定資産 | 3 | 負債合計 | 7,820 |
| ソフトウェア | 3 | 純資産の部 | |
| 投資その他の資産 | 4,979 | 【株主資本】 | 3,196 |
| 投資有価証券 | 418 | 資本金 | 1,198 |
| 関係会社株式 | 2,598 | 資本剰余金 | 1,144 |
| 長期貸付金 | 1,703 | 資本準備金 | 1,144 |
| 敷金及び保証金 | 538 | 利益剰余金 | 1,753 |
| 長期前払費用 | 172 | その他利益剰余金 | 1,753 |
| 保険積立金 | 347 | 繰越利益剰余金 | 1,753 |
| その他 | 274 | 自己株式 | △899 |
| 貸倒引当金 | △1,075 | 【評価・換算差額等】 | 191 |
| 資産合計 | 11,213 | その他有価証券評価差額金 | 191 |
| | | 【新株予約権】 | 5 |
| | | 純資産合計 | 3,392 |
| | | 負債・純資産合計 | 11,213 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 令和2年10月1日)
(至 令和3年9月30日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|-----|--------|
| 売上高 | | 10,048 |
| 売上原価 | | 9,459 |
| 売上総利益 | | 589 |
| 販売費及び一般管理費 | | 720 |
| 営業損失 (△) | | △130 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 38 | |
| 受取配当金 | 0 | |
| 受取手数料 | 3 | |
| その他 | 4 | 46 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 32 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 726 | |
| 支払手数料 | 2 | |
| その他 | 3 | 764 |
| 経常損失 (△) | | △849 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 19 | |
| 関係会社株式評価損 | 15 | |
| その他 | 1 | 36 |
| 税引前当期純損失 (△) | | △885 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △19 | |
| 法人税等調整額 | 216 | 197 |
| 当期純損失 (△) | | △1,083 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 令和2年10月1日)
(至 令和3年9月30日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | 株主資本計 |
|-----------------------------|---------|-----------|-------------|------------------------------------|-------------|---------|--------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | 自 己 株 式 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 令和2年10月1日残高 | 1,189 | 1,134 | 1,134 | 3,358 | 3,358 | △904 | 4,777 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | 9 | 9 | 9 | | | | 18 |
| 剰余金の配当 | | | | △518 | △518 | | △518 |
| 当期純損失 | | | | △1,083 | △1,083 | | △1,083 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | △3 | △3 | 6 | 2 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | 9 | 9 | 9 | △1,605 | △1,605 | 5 | △1,581 |
| 令和3年9月30日残高 | 1,198 | 1,144 | 1,144 | 1,753 | 1,753 | △899 | 3,196 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------|------------------|----------------|-------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 令和2年10月1日残高 | 190 | 190 | 5 | 4,973 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | | | | 18 |
| 剰余金の配当 | | | | △518 |
| 当期純損失 | | | | △1,083 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | 2 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | 0 | 0 | △0 | 0 |
| 事業年度中の変動額合計 | 0 | 0 | △0 | △1,580 |
| 令和3年9月30日残高 | 191 | 191 | 5 | 3,392 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年11月29日

株式会社ネクシィーズグループ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 野 強

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ネクシィーズグループの令和2年10月1日から令和3年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクシィーズグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和3年11月29日

株式会社ネクシィーズグループ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一 宏
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 野 強

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネクシィーズグループの令和2年10月1日から令和3年9月30日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの第32期事業年度における取締役の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年11月29日

株式会社ネクシーズグループ 監査等委員会

監査等委員 鴨志田 慎 一 ⑩

監査等委員 青 木 巖 ⑩

監査等委員 佐 藤 裕 久 ⑩

(注) 監査等委員青木 巖、監査等委員佐藤 裕久は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の配当に関する事項

当社は、企業価値の拡大に伴う株主利益の拡大を重要な経営課題として認識しております。そして安定した経営基盤の確立と収益力の強化に努め、健全な財務体質の維持や将来の事業展開に備えるために内部留保の充実を勘案しつつ、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対し、安定的な利益還元を継続することを基本方針としております。

第32期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は259,565,180円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和3年12月16日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

本議案は令和3年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（以下「改正産競法」といいます。）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）が認められたことから、当社においても、場所の定めのない株主総会の開催を可能にするために現行定款第15条を変更するものであります。

遠隔地の株主様など現在の株主総会に出席することの困難な多くの株主様の出席を可能とし株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害を含む大規模災害や社会全体のデジタル化を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡大することで株主の皆様の利益に資するものと考えます。

なお、本議案における定款変更の効力発生は、改正産競法の定めにより本株主総会の決議に加え、株主の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| (招集地) 第15条 <u>株主総会は東京都区内において招集する。</u> | (場所の定めのない株主総会) 第15条 <u>当社は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> |
| (新設) | 附則 <u>(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</u> <u>第15条の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</u> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|---|--|------------|
| 1 | <small>こんどう たかみ</small> 近藤 太香巳 (昭和42年11月1日) | 昭和62年5月 日本電機通信を創業 平成2年2月 当社設立 平成3年2月 当社 代表取締役社長 平成12年11月 株式会社ブランジスタ取締役（現任） 平成26年12月 当社 代表取締役社長兼グループ代表（現任） 令和3年9月 株式会社ボディアーキ・ジャパン代表取締役（現任） | 3,280,680株 |
| | [取締役候補者とした理由] 近藤 太香巳氏につきましては、当社の創業者であり、様々な事業の立ち上げを経験しているほか、幅広い人脈を有しております。また長年培った豊富な事業経験や知見を有していることから、取締役候補者となりました。 | | |
| 2 | <small>おおまえ しげひら</small> 大前 成平 (昭和44年11月30日) | 平成8年3月 当社 入社 平成9年1月 当社 取締役営業本部長 平成9年10月 当社 取締役副社長（現任） 平成27年12月 株式会社ネクシィーズ 代表取締役社長（現任） | 226,230株 |
| | [取締役候補者とした理由] 大前 成平氏につきましては、当社で長年、営業統括を中心に経営に携わっております。主要子会社の代表取締役も兼務しており、その豊富な経験と知見から、取締役候補者となりました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|--|-----------------------------------|---|------------|
| 3 | まつい やすひろ 松井 康弘 (昭和33年4月13日) | 平成11年4月 当社 入社、経営企画室長 | 100,000株 |
| | | 平成11年10月 当社 管理本部長 | |
| | | 平成11年12月 当社 取締役管理本部長 | |
| | | 平成12年10月 当社 常務取締役管理本部長 | |
| | | 平成15年11月 当社 専務取締役管理本部長（現任） | |
| [取締役候補者とした理由] 松井 康弘氏につきましては、当社で管理部門全体の統括を中心に経営に携わっております。証券会社で長年培った金融及び経理財務に関する豊富な知識と経験から、取締役候補者といいたしました。 | | | |
| 4 | ふじの つよし 藤野 剛志 (昭和48年12月15日) | 平成8年3月 当社 入社 | 64,420株 |
| | | 平成11年6月 当社 西日本営業部長 | |
| | | 平成11年12月 当社 取締役 | |
| | | 平成21年10月 当社 取締役管理副本部長（現任） | |
| | | 平成28年5月 株式会社ネクシィーズ・ゼロ 代表取締役社長 | |
| | | 平成29年12月 株式会社ネクシィーズ・ゼロ 取締役 | |
| [取締役候補者とした理由] 藤野 剛志氏につきましては、当社で長年、営業統括や様々な事業の責任者として経営に携わっております。現在は主に管理部門全体の副統括として経営に携わっており、その豊富な経験と知見から、取締役候補者といいたしました。 | | | |
| 5 | さとう ひでや 佐藤 英也 (昭和49年5月8日) | 平成13年12月 当社 入社 | 6,630株 |
| | | 平成19年12月 株式会社Nexyz.VP 取締役 | |
| | | 平成20年10月 当社 社長室長 | |
| | | 平成25年10月 当社 執行役員社長室長 | |
| | | 平成29年10月 株式会社ボディアーキ・ジャパン（旧株式会社ディーナ・キレイ研究所） 取締役（現任） | |
| | | 平成30年12月 当社 取締役社長室長（現任） | |
| [取締役候補者とした理由] 佐藤 英也氏につきましては、当社で長年、社長室の統括及びグループ会社の役員を歴任し、新規事業の企画運営やビジネスモデルの構築など、事業責任者として経営に携わっております。その豊富な経験と知見から、取締役候補者といいたしました。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|--|--|------------|
| 6 | <p>【社外】</p> <p>さとう としき 佐藤 亨樹 (昭和54年3月1日)</p> | <p>平成14年4月 株式会社大広 入社</p> <p>平成21年6月 株式会社デジタルアイデンティティ (現株式会社Orchestra Holdings) 設立</p> <p>平成23年2月 株式会社Orchestra Holdings 取締役</p> <p>平成27年11月 株式会社Orchestra Holdings 取締役 COO</p> <p>平成28年3月 株式会社Orchestra Holdings 代表 取締役COO</p> <p>平成30年12月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>平成31年4月 株式会社Orchestra Holdings 代表 取締役(現任)</p> | — |
| <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>佐藤 亨樹氏につきましては、株式会社Orchestra Holdingsの代表取締役として、企業経営と事業戦略について豊富な経験と知見を有しており、当社取締役会において的確な指導・助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。</p> | | | |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤 亨樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤 亨樹氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、佐藤 亨樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該限定契約に基づく賠償責任の限度額は100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、佐藤 亨樹氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き当社は同氏を独立役員に指定して東京証券取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である当社取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監督機能の強化を目的に監査等委員である取締役1名を追加し、4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|--|--|--|------------|
| 1 | <p>かもしだ しんいち 鴨志田 慎一 (昭和29年10月27日)</p> | <p>昭和52年4月 株式会社全国教育産業協会 (現株式会社ハクビ) 入社 平成15年6月 同社 経理部 部長 平成22年12月 当社 常勤監査役 令和元年12月 株式会社ブランジスタ常勤監査役(現任) 令和元年12月 当社 取締役(監査等委員)(現任)</p> | 4,150株 |
| <p>[監査等委員である取締役候補者とした理由]</p> <p>鴨志田 慎一氏につきましては、長年培った企業の経理責任者として財務会計に関する様々な知見と経験を有しており、平成22年12月より当社の常勤監査役に就任し、監査等委員会移行後は監査等委員である取締役を務めております。その豊富な経験から監査を適確に遂行できると判断し、監査等委員である取締役候補者としたしました。</p> | | | |
| 2 | <p>【社外】 あおき いわお 青木 巖 (昭和42年9月2日)</p> | <p>平成4年4月 株式会社フジタ入社 平成9年12月 財団法人民間都市開発推進機構出向 平成12年2月 アセット・マネジャーズ株式会社 (現いちご株式会社) 設立 平成16年10月 同社 代表取締役 平成21年4月 キャピタル・アドバイザー株式会社 設立 代表取締役社長(現任) 平成22年12月 当社 社外監査役 令和元年12月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> | — |
| <p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>青木 巖氏につきましては、経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験を持ち、社外取締役として経営の監視や適切な助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|--|---|---|------------|
| 3 | <p>【社外】</p> <p>さとう ひろひさ 佐藤 裕久 (昭和36年8月18日)</p> | <p>昭和60年4月 株式会社ヘンスフォース入社</p> <p>昭和61年7月 株式会社H.R.M 設立 代表取締役就任</p> <p>平成3年9月 有限会社バルニバービ総合研究所（現株式会社バルニバービ）設立 代表取締役社長 就任（現任）</p> <p>平成24年12月 当社 社外監査役</p> <p>令和元年12月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> | — |
| <p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>佐藤 裕久氏につきましては、経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験を持ち、社外取締役として経営の監視や適切な助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> | | | |
| 4 | <p>新任【社外】</p> <p>すえまつ ひろゆき 末松 広行 (昭和34年5月28日)</p> | <p>昭和58年4月 農林水産省入省</p> <p>平成14年3月 総理大臣官邸内閣参事官</p> <p>平成18年10月 農林水産省大臣官房環境政策課長</p> <p>平成26年4月 同省関東農政局長</p> <p>平成28年6月 経済産業省産業技術環境局長</p> <p>平成30年7月 農林水産省農林水産事務次官</p> <p>令和2年10月 次世代産業研究所株式会社 代表取締役社長（現任）</p> <p>令和3年1月 東京農業大学農生命科学研究所 特命教授（現任）</p> <p>令和3年6月 SBIホールディングス株式会社 社外取締役就任（現任）</p> <p>令和3年10月 TREホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）就任（現任）</p> | — |
| <p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>末松 広行氏につきましては、農林水産省において要職を歴任され、現在は大学の特命教授に就任されております。事業家とは異なる視点から、経済・政策動向や法令等に関する高い見識を基に、経営の監視や適切な助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> | | | |

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青木 巖氏、佐藤 裕久氏及び末松 広行氏は、社外取締役候補者であります。
3. 青木 巖氏及び佐藤 裕久氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

4. 当社は、鴨志田 慎一氏、青木 巖氏及び佐藤 裕久氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該限定契約に基づく賠償責任の限度額は100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額としており、各氏の再任が承認された場合、各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、末松 広行氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、青木 巖氏及び佐藤 裕久氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合、引き続き当社は両氏を独立役員に指定して東京証券取引所に届け出る予定であります。

末松 広行氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立性基準の要件を満たしております。同氏が社外取締役として就任した場合、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である当社取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区桜丘町20番4号
ネクシィーズスクエアビル 3階 大会議室
電話 (03) 5459-7444 (当社代表)



(会場への交通機関)

- ・JR山手線・埼京線、東急東横線、東急田園都市線、東京メトロ銀座線、東京メトロ半蔵門線・副都心線 ⇒ 「渋谷駅」ハチ公口又はJR渋谷西口より徒歩7分
- ・京王井の頭線 ⇒ 「渋谷駅」西口改札より徒歩7分

※渋谷駅周辺は大規模整備で新しいまちづくりが進められており工事の状況により経路変更等が発生する場合がございます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ)

- ・会場にご来客用の駐車場はございません。お車でのご来場はご遠慮ください。
- ・建物内での飲食、喫煙はできません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。